

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>令和7年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金交付要綱（抜粋）</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第14条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の<u>2月13日</u>のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和7年8月18日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第10条、第11条第5号及び第6号、第13条、第14条第3項、第17条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年1月28日から施行する。</u></p>	<p>令和7年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金交付要綱（抜粋）</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第14条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の<u>1月31日</u>のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和7年8月18日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第10条、第11条第5号及び第6号、第13条、第14条第3項、第17条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>